



IFRS Topics

January 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

公正価値—最近の議論

現在の金融危機は、金融商品の公正価値測定について多くの議論を巻き起こしています。これに関する主な問題と影響について、PwC UK グローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービスの Peter Hogarth と Muriel Maisborn が解説します。

これは銀行に限った問題ですか？

金融商品の公正価値測定は、金融サービス業界だけでなく多くの企業に影響を及ぼしています。確定給付年金制度が保有している資産などはその一例です。現在の経済状況においては、多くの企業が、活発でない市場における公正価値測定に関心があるでしょう。

公正価値測定に対する PwC の視点

現在のような市況における公正価値測定の是非については高い関心が寄せられています。PwC としては、必要とされる場合には金融商品の公正価値測定を支持します。一方で PwC は、この金融危機により、流動性の低い市場において現在の公正価値をどのように測定し表示すべきかといった透明性や方法論だけではなく、より幅広い観点から議論すべきいくつかの重要な問題が投げかけられていることを認識しています。

公正価値会計は保留されているのですか？

いいえ。公正価値測定の規定に変更はありません。また、自発的取引における自発的な当事者間で交換可能な資産の価格を導き出す、という目的も維持されています。公正価値の測定には、状況に応じて、市場公表価格および(あるいは)評価技法が用いられます。公正価値は引き続き、売却可能金融資産および損益を通じて公正価値で測定する金融商品に適用されます。

しかし、国際財務報告基準審議会 (IASB) が公表した、特定の状況下における金融資産の再分類を認めた 2008 年 10 月の改訂によると、市場の流動性が低下した状況においては経営者の意図が変化し、これによって適切な分類と測定について再検討が必要になる可能性があります。企業がいったん売買する意図をなくすと、公正価値はもはや最も適切な測定値とはいえなくなる可能性があります。その金融商品を再分類しない場合には、公正価値測定は引き続き必要となります。

再分類できるのはどのような金融商品ですか？

再分類に関する改訂はその適用範囲を限定しています。公正価値オプションに基づき取得時に公正価値評価の指定を受けたデリバティブ、金融負債および金融資産は再分類できません。この改訂の影響を受ける項目は、売却可能あるいは売買目的保有のいずれかの金融資産のみです。売却可能資産は、再分類日において貸付金および債権の定義を満たしており、かつ企業が当該資産を予見可能な将来あるいは満期まで保有する意図がある場合には、貸付金および債権に再分類し償却原価で測定することができます。売買目的保有の資産は、同様な状況あるいは稀な状況において、再分類が可能です。2008 年 10 月に公表された IAS 第 39 号の改訂に基づき再分類された資産は、再分類後に損益を通じて公正価値で測定する項目に分類を戻すことはできません。

現在の経済状況ではすべての取引が「投売り (distressed sales)」に該当しますか？

いいえ。IASB は専門家諮問委員会を設立し、同委員会は 2008 年 10 月に活発でない市場における公正価値測定に関する指針を示す資料を公表しました。この資料は、投売りに関して以下の規準を示しています。

- 取引を実施すべき法的要件 (規制当局による命令など) がある。

- 合理的な価格で売却するための十分な時間をかけることなしに当該資産を直ちに市場に売却する必要がある
- 法的または時間的な制約により、買取候補者が一人のみである。

これらの規準を満たす取引は、現在のような市況下にあっても一般的ではありません。

取引が投売りに該当しない場合は、通常の公正価値測定原則が適用されます。活発でない市場であっても、取引価格を看過することはできず、直近の取引価格を評価モデルへのインプットとして考慮しなければなりません。

経営者はどのような場合にモデルを使用できますか？

通常、評価方法は年度ごとに変化するものではありません。しかし、市場が活発ではなくなり、現時点での市場公表価格がなくなった場合には、評価モデルを使用する必要があるでしょう。評価モデルへのインプットには、実際の流動性や信用スプレッドなど、最新の株式市場条件が反映されなければなりません。詳しくは、前述の専門家諮問委員会による資料およびIASBによる11月のIFRICアップデートをご覧ください。

公正価値測定に関して求められる開示はどのようなものですか？

要求される主な開示事項は以下のとおりです。

- 金融商品のそれぞれの種類ごとの公正価値および公正価値の一定の変動(IFRS第7号25項から30項)
- 活発な市場での市場公表価格または評価技法が使用されているかどうか(IFRS第7号27項)。
- 評価技法に関する仮定、また特定の場合には、代替的仮定に関する感応度(IAS第1号116項および120項ならびにIFRS第7号27項)
- 貸借対照表日以降に生じた、貸借対照表の後発事象の一部としての資産の価格または外国為替レートの通常の範囲を超える大幅な変動(IAS第10号22(g))

公正価値で測定される項目から償却原価で測定される項目への再分類に関しては、特定の追加開示規定があります(IFRS第7号12A)

12月期末／3月期末にIFRSに別の変更が行われる可能性がありますか？

ここ数ヶ月の動きを考えると、今後何が起こるかを予測することは非常に困難です。とは言うものの、以下の2点については注意が必要となります。

- 金融商品の公正価値の決定に関する透明性の向上を提案するIFRS第7号の改訂の公開草案。ただし、この公開草案は現在のところ、2009年7月1日以降に開始する期間についてのみ強制適用が提案されています。
- 最近のG20サミットにおいて、主要な国際会計基準設定団体は、特にこの景気低迷時においては、複雑で流動性の低い金融商品の評価に関する指針を強化するために協同すべきである旨が提案されました。これを受け、IASBは、2009年度第2四半期までに公正価値測定に関する公開草案を公表するよう取り組んでいます。

お問い合わせ：あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界153カ国に155,000人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計および監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.